

# 平成 30 年度介護サービス情報の報告，調査事務及び情報公表事務に関する計画

平成 30 年 6 月 26 日  
茨 城 県

## 1 目的

この計画は，介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき，介護サービス情報の報告，調査事務及び公表事務に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものである。

## 2 実施方法

(1) 計画の基準日 平成 30 年 6 月 26 日

(2) 計画の期間 平成 30 年 6 月 26 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(3) 報告，調査及び情報公表の対象となる介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）

ア 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 1 年間において，介護報酬の支払いを受けた金額が 100 万円を超える事業者（以下「100 万円を超える事業者」という。）として，別表 1 「報告・調査・公表事業者別計画表」に掲げる事業者

イ 新たに介護サービスの提供を開始する事業者（ただし，調査の対象事業者から除く。）

ウ 休止している 100 万円を超える事業者であって平成 30 年度中に介護サービスの提供を再開しようとする事業者

(4) (3) のア，イ及びウの対象となる介護サービスの種類

ア 訪問介護，夜間対応型訪問介護

イ 訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護

ウ 訪問看護，介護予防訪問看護

エ 訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション

オ 通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護，療養通所介護

カ 通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション

キ 特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護

ク 福祉用具貸与，特定福祉用具販売，介護予防福祉用具貸与，特定介護予防福祉用具販売

ケ 小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護

コ 認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護

サ 居宅介護支援

シ 介護福祉施設サービス，短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ス 介護保健施設サービス，短期入所療養介護（介護老人保健施設），介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

セ 介護療養型医療施設サービス，短期入所療養介護（介護療養型医療施設），介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設），介護医療院

ソ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

タ 看護小規模多機能型居宅介護

#### (5) 報告及び公表の方法

##### ア (3) アに定める事業者

(ア) 報告は、原則として介護サービス情報の公表報告システムにより行うものとし、報告期限は別表1「報告・調査・公表事業者別計画表」における報告月の25日までとする。

(イ) 報告内容は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）別表第1及び別表第2に掲げる事項とする。

##### イ (3) イに定める事業者

(ア) 報告は、原則として介護サービス情報の公表報告システムにより行うものとし、報告期限は事業を開始した日の属する月の翌々月の25日までとする。

(イ) 報告内容は、省令別表第1に掲げる事項とする。

##### ウ (3) ウに定める事業者

(ア) 報告は、原則として介護サービス情報の公表報告システムにより行うものとし、報告期限は事業を再開した日の属する月の翌々月の25日までとする。

(イ) 報告内容は、省令別表第1及び別表第2に掲げる事項とする。

#### (6) 調査の方法

調査の実施に当たっては、茨城県介護サービス情報公表制度における調査に関する指針に基づき実施するものとし、調査対象事業所は茨城県介護保険施設等指導要綱において選定した実地指導対象事業所とし、実地指導と同時実施とする。

#### 3 介護サービス情報の修正等の取扱い

報告のあった内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、速やかに修正した情報を公表するものとする。

#### 4 是正命令を受けた対象事業者に係る介護サービス情報の取扱い

知事から介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第4項の規定により、報告を行うこと若しくは報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた対象事業者については、介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務の実施方法を知事が別に定めるものとする。